

( 防 ) 第 3 号  
昭和 4 3 年 1 月 2 2 日

本 部 各 部 課 長 殿  
各 警 察 署 長

項目コード	J 0 1 0 6
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	銃器安全係

三 重 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類発見届取扱要領について(例規通達)

改正 昭 5 1 ( 防 ) 第 2 5 号、昭 6 1 ( 務 ) 第 2 8 号、平 7 ( 生 ) 第 1 4 号

( 対 号 ) 刀 剣 類 発 見 届 取 扱 要 領 に つ い て ( 例 規  
通 達 昭 和 3 8 年 7 月 2 0 日 防 保 発 第  
7 1 7 号 )

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第23条の規定による銃砲または刀剣類の発見届出の取扱いについては、従来、対号通達により処理してきたところであるが、今回、その取扱要領を別添のとおり改めたので、あやまりのないようされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

## 別添

### 銃砲刀剣類発見届取扱要領

#### 第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により、新たに銃砲または刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、届出人において、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持を希望するものについての警察署における取扱いの基準を定めるものである。

#### 第2 発見届の受理等

- 1 銃砲または刀剣類の発見届を受理するときは、別記様式用の紙を発見届出人に交付し、別記様式中(1)の「銃砲刀剣類発見届書」票に必要事項を記入させ、現品とともに提示を受けること。この場合において善良な届出人に対しては、この様式による届書以外の書面の提出を求めないこと。
- 2 前記1により受理した届書の記載内容に誤りがないうときは、別記様式中(2)の「銃砲刀剣類発見届出済証」票に必要事項を記入し、別記様式中(3)の「銃砲刀剣類登録通知書」票を切り離すことなく、現品とともに発見届出人に交付し、登録申請に必要な事項を懇切に教示すること。
- 3 別記様式中(4)の「銃砲刀剣類登録希望者通知書」票は、これを切り離し、必要事項を記入したうえ、防犯部生活保安課を経由して県教育委員会へ登録希望者を通知すること。
- 4 「銃砲刀剣類発見届書」票は、発見届の受理後、登録の確認をするため警察署に保存し、防犯部生活保安課を通じて県教育委員会から「銃砲刀剣類登録通知書」票の送付を受けたときは、これを「銃砲刀剣類発見届書」票に添付して整理すること。

#### 第3 取扱い上の留意事項

- 1 善良な発見届出人の利便をじゅうぶん考慮し、届け出たために、迷惑をかけるなどのことのないよう公衆接遇上、適切な配慮をすること。
- 2 提示を受けた銃砲または刀剣類は、重要な美術品である場合もあることを念頭におき、物件の取扱いを特に慎重にすること。
- 3 届出は、発見時の状況のわかる家族または使用人で、責任のある者が代って行なうこともさしつかえないこと。
- 4 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重して、警察において登録の可否を判断するなどの行為は避けること。
- 5 銃砲または刀剣類を登録申請までの間、警察署において一時預りすることは、とかくの誤解を生むおそれがあるので、このようなことはしないようにすること。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- 6 県教育委員会において審査の結果、登録されなかった銃砲または刀剣類については、廃棄その他の処理を確認すること。ただし、所有者が権利を放棄して任意に提出したときは、別

に定める要領により県帰属の処理をすること。この場合、所有者の利便を考慮し、必要以上の干渉にわたらないように注意すること。

様式

署長	副署長	課長	係長	主任	係

  

銃砲刀剣類発見届書  
警察署御中

年 月 日  
届出人 ㊟

1 発見届出人  
住所  
職業 氏名 年齢

(1) 2 発見銃砲刀剣類

種別	銘文	刃渡り(銃全長)	その他の特徴

3 発見年月日  
場所  
動機

----- 割印 ----- (切り取り線) -----

銃砲刀剣類発見届出済証 警察署 ㊟

1 発見届出人  
住所  
職業 氏名 年齢

(2) 2 発見銃砲刀剣類

種別	銘文	刃渡り(銃全長)	その他の特徴

3 届出年月日

銃砲刀剣類登録通知書

三重県公安委員会 様 年 月 日  
三重県教育委員会 ㊟

(3) 1 申請人住所  
氏名

2 登録銃砲刀剣類  
登録番号

----- 銃砲刀剣類登録希望者通知書 ----- (切り取り線) -----

三重県教育委員会 様 年 月 日

(4) 1 発見届出人  
住所  
警察署 ㊟

2 発見銃砲刀剣類

種別	銘文	刃渡り(銃全長)	その他の特徴

- 注意
- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入のうえ、銃砲又は刀剣類を持参してもよりの警察署に届け出ること。
  - 2 「発見の場所」とは、たとえば押入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入すること。「発見の動機」とは、たとえば引っ越し、大掃除、家屋の改築の際に発見と記入すること。
  - 3 発見の状況のわかる家族又は使用者で責任ある者が代わって届出をすることもさしつかえない。
- 
- 注意
- 1 登録を受けるまでは、この票を銃砲又は刀剣類とともに大切に保管すること。
  - 2 すみやかに登録を受けるようにすること。登録を受けずにいると違反となります。
  - 3 教育委員会に登録の申請をする際には、この票を登録申請書に添えて差し出すこと。
  - (2) 4 銃砲又は刀剣類は、登録を受けるまでは他人に譲り渡す等のことはできないから注意すること。
  - 5 登録されなかった銃砲又は刀剣類は、所持することができないので、直ちに警察署に届け出ること。
  - 6 (2)の票と(3)の票とは切り離さないこと。
  - 7 亡失又は著しくき損したときは、すみやかに届出をした警察署に申し出ること。

注1 発見銃砲刀剣類の種別は、「太刀、刀、脇差、短刀、剣、やり、なぎなた、火なわ式銃砲、火打ち石式銃砲、管打ち式銃砲、紙薬包式銃砲、ピン打ち式銃砲」の別に記載すること。

2 発見銃砲刀剣類が特定できるように正確かつ詳細に記載すること。